平成２４年（フ）第８号
東京都東久留米市八幡町１丁目９―30―202
債務者　佐伯　宏志
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９号
埼玉県北足立郡伊奈町西小針３丁目245―１
債務者　秋山　研吾
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２号
埼玉県川口市青木４丁目６―19
債務者　熊谷　　誠
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０３１号
神奈川県藤沢市高倉2279番地
債務者　寺崎眞理子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６３号
岡山県備前市日生町日生2265番地１
債務者　大森　智也
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７７号
栃木県小山市大字横倉新田269番地44　コーポカシワＣ棟106号
債務者　堀内　睦子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第３４２６号
横浜市磯子区下町２番44号　コーポＫＡＮＥＨＩＲＡ203号
債務者　牧　　勝之
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４５２号
横浜市鶴見区東寺尾３丁目11番７―210号
債務者　大塚いづみ
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４６０号
横浜市鶴見区矢向４丁目20番14号
債務者　阿部　茂子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４６１号
横浜市磯子区磯子２丁目17番10―56号
債務者　長岡　和美
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４６７号
横浜市旭区今宿東町529番地
債務者　進藤　健太
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７０号
静岡県浜松市浜北区中条1515番地　シティアベニュー207号室、前住所静岡県浜松市浜北区於呂875番地の１なごみの杜於呂
債務者　河合紀美枝
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
栃木県小山市城北１丁目３番地20　サンライズアート203号、従前の住所栃木県小山市大字横倉1351番地13
債務者　萩原　俊明
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時15分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１３１号
栃木県小山市城北１丁目３番地20　サンライズアート203号、従前の住所栃木県小山市大字横倉1351番地13
債務者　萩原　勝子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時15分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１８４２６号
神奈川県横浜市泉区上飯田町1331　市営上飯田団地１棟101
債務者　永田　季子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３２６号
神奈川県大和市草柳２丁目20番地２　大和南パークホームズ206号
債務者　片山　靖子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部